

第6次草津市総合計画 策定方針

1 策定の趣旨

平成22（2010）年度から令和2（2020）年度までを計画期間とする第5次草津市総合計画では、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津」を将来のまちの姿として掲げ、市民の皆様が生き生きと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを展開してきました。

この間、我が国では少子化による人口減少と高齢化が急速に進行しており、その対策の一つとして、国においては、人口減少の歯止めや東京一極集中の是正、地域経済の活性化など、地方創生の取組を進めています。

一方、本市では、総合計画に基づき将来を見据えたまちづくりを推進してきたことにより、全国的に少子高齢化や人口減少が急速に進行する中であっても、人口は今なお増加しておりますが、生産年齢人口比率の低下などの人口構造の変化や、地域によっては既に人口減少が進行しているなどの課題も現れており、これら本市が抱える様々な課題を乗り越え、より魅力ある草津のまちづくりを推進するため、長期的なまちづくりの指針として、本市の目指すべき将来像を定めた、市の最上位の計画として第6次草津市総合計画を約2年間かけて策定します。

この計画の策定にあたっては、現計画の評価を行いながら、時代に即応した計画策定に取り組み、市民ニーズの掘り起しと市民参加の視点による、市民にとってわかりやすい計画づくりを行います。

2 計画の目標年次および構成等

(1) 計画の目標年次 令和14（2032）年度

(2) 計画の構成と計画期間

◆基本構想

基本構想は、令和3（2021）年度～令和14（2032）年度（12年間）までを構想期間としており、本市の目指すまちの将来都市像とその実現のための施策の基本的な方向性を示しています。

◆基本計画

基本構想に基づき、役割分担、目標値や目指すべき姿を示します。基本計画の計画期間は、市長の任期との整合を図るため、基準となる計画期間を4年とします。

【第6次総合計画の計画期間】

第6次 草津市総合計画	年度											
	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
基本構想	構想期間											
基本計画	第1期											
					第2期							
									第3期			

3 根拠法令等

本市では、「草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）」において総合計画の策定義務を規定し、また、「草津市議会基本条例（平成26年草津市条例第44号）」において、総合計画を議会の議決事件として規定しています。

4 策定の視点

第6次総合計画策定にあたっては、市民参加を得ながら、積極的な情報公開の下、策定の過程、策定後の評価や進捗にも市民と行政が互いに情報を共有し、柔軟な発想で市民が誇れるまちをつくりあげるために下記の視点をもって策定します。

(1) 市民にわかりやすい計画づくり

総合計画の将来像を目指し、将来目標を市民と共有しておくことが必要であることから、計画内容を市民にわかりやすい形で提示していきます。

(2) 市民との協働による計画づくり

市民の課題や市の抱える課題を解決し、誰もがもっと暮らしやすいまちづくりをするための計画策定を目指すため、市民との情報の共有や対話を通じた共通認識のもと、市民と行政が一体となった計画づくりを行います。

(3) 財政状況に即した計画づくり

将来にわたって自立したまちづくりを行うべく、財政推計を踏まえた計画策定を行います。

(4) 情勢変化を踏まえた柔軟かつ慎重な検討の実施

計画期間中に人口のピークを迎える見込みであることから、人口推計を踏まえた計画づくりを行います。また、国の総合戦略の見直しやSDGsの取組等の国の動向を注視しながら計画策定に取り組みます。

(5) 他の個別計画等との連動

市の総合政策として進めている健幸都市基本計画や総合戦略をはじめ、各個別計画と連動した計画策定に取り組みます。

5 策定体制等

第6次総合計画策定作業の円滑な推進を図るため、組織体制は次のとおりとします。

(1) 市民参加

草津市自治体基本条例に基づき、市民参加を得た総合計画の策定を進めるため、様々な手法により、計画策定の各段階において市民参画の機会が得られるように取り組みます。

① 総合計画策定市民会議

まちづくりに対する市民の意見やアイデアを計画策定に活かすことを目的に、公募市民や各団体等で構成する総合計画策定市民会議を開催し、10年、20年先の草津市のあり方について意見交換を行います。

② 地域別懇談会（中学校区）

各地域の現状や課題を把握することを目的に、市内6地域（中学校区）別のワークショップを実施し、地域の現状や課題を共有して、地域の将来像やその実現に向けた取組や役割分担などを検討します。

③ 市民意識調査

本市の将来像などについて市民の考えを把握するため市民意識調査を行います。（無作為抽出3,000人）

④ 高校生アンケート調査

これからのまちづくりを担う若者の考えを把握するため、市内の高校生（2年生を対象（約1,500人））にアンケート調査を行います。

⑤ 転入者アンケート調査

転入者がどういうきっかけや理由で転居しているかを把握するため、転入者アンケート調査を行います。

⑥ タウンミーティング

市政運営の最上位計画である総合計画について、市長が市民の皆さんと意見交換をさせていただくために、タウンミーティングを開催します。

⑦ パブリックコメント

総合計画の素案を市のホームページ等で公開し、市民からの意見の募集を行い、寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、総合計画の策定に活かします。

なお、他の市民参加の手法として、必要に応じて関係団体へのヒアリング等を行います。

（2）庁内検討体制

① 総合計画策定委員会

第6次草津市総合計画の計画案の検討および協議等を行います。

② 総合計画策定委員会幹事会

第6次草津市総合計画の計画案の検討および協議等、総合計画策定委員会に提出する案件についての調整等を行います。

③ 中堅職員への意見聴取等

第6次草津市総合計画策定段階で庁内の中堅職員に意見聴取等を行います。

（3）附属機関

公募市民、公共的団体の代表や有識者等で構成する総合計画審議会において、専門的、総合的な見地から市長の諮問に答申をいただきます。

（4）議会との関係

第6次草津市総合計画策定の各段階において、総合計画特別委員会で審議いただき、市議会の議決を経て、総合計画を策定します。

6 策定スケジュール

◆平成30年度

平成30年12月 総合計画審議会への諮問
策定方針の決定

◆令和元年度

令和元年 5月～ 総合計画策定市民会議、地域別懇談会（中学校区）の実施

◆令和2年度

令和2年 5月 総合計画審議会からの答申（基本構想）

令和2年 8月 総合計画審議会からの答申（基本計画）

パブリックコメントの実施（基本構想・基本計画）

令和2年 12月 市議会での議決（基本構想・基本計画）

令和3年 3月 第6次総合計画の策定